

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年6月11日掲載)

No.38	2007年12月制定, 2008年3月施行の「労働契約法」のポイントを述べよ。		
解答	(1)「労働契約法」制定の背景 就業形態が多様化し, 労働者の労働条件が個別に決定・変更されるようになり, 個別労働紛争が増えてきていた。この紛争の解決の手段としては, 「裁判制度」のほかに 2001年から「個別労働紛争解決制度」が, 2006年から「労働審判制度」が施行され, 手続面での整備は進んでいたが, 紛争を解決するための労働契約についての民事的なルールをまとめた法律はなかった。		
	(2)労働者の定義および基本ルール		
	「労働者」の定義	「この法律において「労働者」とは, 使用者に使用されて労働し, 賃金を支払われる者をいう」と規定されている。「請負」や「委任」という形式をとっていても, 実態として, 使用者の指揮・命令のもとに働き, その報酬として賃金を受けていれば, 「労働者」になる。	第2条第1項
	基本ルール	①労働契約は, 労働者と使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し, 変更すべきものとするのが原則である。	第3条第1項
		②労働契約は, 労働者と使用者が, 就業の実態に応じて, 均衡を考慮しつつ締結し, 変更すべきものとするのが原則である。	第3条第2項
		③労働契約は, 労働者と使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し, 変更すべきものとするのが原則である。	第3条第3項
		④労働者と使用者は, 信義に従い誠実に行動しなければならないとするのが原則である。	第3条第4項, 第5項
		⑤使用者は, 労働契約の内容について, 労働者の理解を深めるようにする。	第4条第1項
⑥労働者と使用者は, 労働契約の内容(有期労働契約に関する事項を含む)について, できる限り書面で確認する。		第4条第2項	
⑦使用者は, 労働者の生命や身体などの安全が確保されるように配慮する。		第5条	

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.